

2019年度

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

事業計画書

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

2019 年度事業計画

1 はじめに 2019 年度事業計画作成にあたって

日本は、2014 年に国連障害者権利条約を批准し、第 1 条目的において「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」とされ、批准のために 2011 年に改正された、障害者基本法第 1 条において「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する（後略）」とし、障害者の基本的人権、尊厳の尊重、共生社会の実現を宣言しました。

一方、福祉行政は 2016 年（平成 28 年）4 月に社会福祉法の一部改正を行い、社会福祉法人に対して、①組織経営のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組の実施、等の見直しが行われました。これは、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するとしたものです。当法人もこの改革に合わせて、前年（平成 29 年）度に定款変更、理事会、評議員会の機能の見直しなど対応したところです。

昨年度の改正障害者総合支援法施行に伴い、障害福祉サービス等報酬改定については「+0.47%」となり、当法人では生活介護、就労継続 B 型においては微増となったものの、就労移行については 3 年間の定着実績がなくなったことから大きく減算され収入減となりました。また共同生活援助事業は、入退所が少なかったことから安定し、相談支援事業については相談件数の増加から微増しています。全体像としては利用者増等から増収となったものの、人件費、補修費の増額などで経営は圧迫されています。

今年度についての報酬改定については、消費税引き上げに伴い「+0.44%」となりました。現在処遇改善加算は加算Ⅱをとっており、加算Ⅰを申請するべく要件を満たす取り組みが必要となります。さらに今年度「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善がされることから、職員の処遇改善を図るために積極的に活用していきます。

また、懸案事項であった「食事提供体制加算」は、2019 年度も継続検討となりましたが見通しとしては厳しいものがあり、今後注視していく必要があります。

これらのことを踏まえて、2019 年度は、次の重点項目に取り組み、利用者の皆さんへの日中活動支援及び地域生活支援を行い、共生社会の実現を目指し、併せて地域社会の求めに応じて適切に応えられるよう取り組んでいきたいと思っております。

2 基本理念

「社会が変われば、障がいはなくなる！ 地域での当たり前の生活を求めて、」

- (1) 利用者の自立と社会参加を目指します。
- (2) 利用者の意思と人権を尊重します。
- (3) 地域に根ざした事業所を目指します。

そのための「住む」「働く」「楽しむ」場づくりに努めます。

3 支援の基本方針

- (1) 日中活動及び地域生活において、安全が確保されるよう最善の努力を図ります。
- (2) 個人の尊厳を第一に、利用者の意思や主体性及び人権を尊重します。
 - 重要事項を決定する時には、利用者の意見を聞いて決定します。
 - 第三者委員による毎月の相談日を設定します。
 - 地域に在住する主たる対象者の知的障がい者で本施設の利用を希望する方は拒みません。
- (3) 家庭や地域との連携を図りながら、利用者が社会の一員として自立した地域生活を営むことができるよう支援します。
 - 町内会活動への参加と育成会等地域の障がい者団体との連携
 - 滝川市自立支援協議会の推進
 - 管内近隣施設との連携と交流
- (4) 利用される方たちに、それぞれの求めに応じた適切なサービスを提供します。
 - 生活介護の支援の質の向上（生活介護事業）
 - 新しい作業種の開拓（就労継続支援 B 型事業）（就労移行支援事業）
 - 作業内容の改善、作業工賃の向上（日中活動）
 - 職場実習の開拓（就労移行支援事業）
 - 地域で安定的に生活できる住居の確保（共同生活援助事業）
 - 安定した地域生活を送れるよう相談支援体制の充実（相談支援事業）
- (5) 滝川ほほえみ会職員としての自覚を持ち、絶えず自己研鑽に励むと共に、地域に根ざし信頼される職員を目指します。
 - 自己研鑽の奨励
 - 各種イベントへの積極的な参加
 - 町内会活動、育成会、地域食堂等地域活動への参加
- (6) 障がい特性に応じた適切な支援の在り方を求め、研修を深め実践を行う。
 - 研修日の設定と伝達講習会の定期開催
 - 各領域の研修会への積極的な参加と資格取得への助成・支援

4 重点項目

(1) 第二施設、GH の新築に向けて

施設の狭隘化や障害の重度化・高齢化に対応するため、理事会に「新施設建設推進委員会」が発足し、3年後を目標に1年間空知振興局や先進事業所などにアドバイスを受けながら、具体的に制度資金や各種助成について検討してきましたが、建設業界の人手不足、建築費用の高騰、財源の確保の課題等から計画の1年延期が決定されたことから、新たに3年後の開設を目標に引き続き検討を進めます。

(2) 土曜開設のとりくみ

昨年度は、試行的に前半は行事中心に後半は余暇活動を主として行ってきました。今年度については、年間計画に基づき月1回を目途に土曜開設を行い、内容を充実させていきます。

(3) 工賃向上のとりくみ

昨年度の報酬改定にともない、就労継続 B 型事業の報酬は、工賃を基準にした報酬体系となったため、新規作業の導入、現作業の見直し、法人委託業務の新設等を行ってきました。今年度も、新規作業や売り上げ増を図り、原材料費の節約など費用対効果の視点での見直しを行います。

(4) 就労移行のとりくみの強化

昨年度の報酬改定にともない、就労移行支援事業は3年間の定着実績がなくなり大きく減算となりました。2月末に就労移行业業より就職者を出すことができ、半年後に増額されますが、引き続き空知障害者就業・生活支援センターひびきやハローワークと連携を取り就職に向けたとりくみを行います。

(5) 生活介護サービスの充実

可能な限り個々のニーズに応じて少人数で支援していますが、支援内容の質の向上を図る必要があります。環境整備はもとより、提供メニュー、独自の収益活動にとりくみます。

(6) 共同生活援助事業

現在、GH を市内 8 ヶ所（定員 41 名）に 24 時間支援体制のもと展開しています。ニーズに応じて拡大の検討及び高齢化・重度化対応の GH 新築に向けて検討の具体化をすすめます。また、ショートステイの開設に向けて申請を進めます。

(7) 相談支援事業

基幹相談支援事業所として滝川市より委託され、相談支援における中核的な役割を担い、関係機関との連携、権利擁護・虐待に関する相談など総合的な相談業務を行っています。将来的な地域生活支援拠点の整備を見据え、滝川市自立支援協議会の事務局を担い地域生活支援をさらに推進します。

(8) 会計・経理・労務管理について

監事の支援を受けて、適切な会計処理、予算建てを行い、処遇改善加算を活用しながら、職員の待遇を改善していきます。

(9) 人材の育成・確保について

人材の確保・育成は喫緊の課題であり、関係大学へ新卒の募集を行い、8年ぶりに今年度新規採用を行いました。今後も利用者増、新サービス、質の向上に向けて、人材確保及びマンパワーの強化を図り、今後も学卒採用を中心に取り組んでいきます。

(10) 利用者の高齢化・重度化への対応について

利用者さんの平均年齢は30歳代前半となっているものの60才台も4人となり、また重度の障害がある方への支援内容にも課題が多いことから、環境整備はもとより支援内容、提供サービスをより充実

するために具体的な改善に結びつく計画を立てていきます。

(11)虐待防止・権利擁護のためのとりくみについて

障害のあるなしに関わらず、全ての人が共に生きる共生社会を目指す私たちこそ人権感覚を研ぎ澄ますべく、日常の研修や研鑽を行っていきます。また虐待防止センターと連携します。

(12)地域防災体制について

昨年の胆振東部地震での停電では、多くの課題が浮き彫りになりました。備蓄食料や暖房対策等はすぐ着手しましたが、非常電源の整備等は計画的にすすめていきます。自然災害は突然発生しますので、避難訓練や災害備蓄などの準備を防災対策委員会などで検討します。また、当事業所は福祉避難所に指定され、地域の防災体制の一角を担うこととなったことからより一層の対策を行います。

(13)環境整備・施設の補修について

より良い環境整備に向けて作業室全室へのエアコン整備をしました。工房新設 8 年となり、故障や補修が必要なことが相次ぎました。今後もメンテナンスを丁寧に行っていきます。またGHについても住みやすい生活環境を整えるため、不具合への迅速な対応を行います。

5 2019 年度法人開催会議等

(1) 理事会・評議員会

開催予定年月日	種別	開催予定内容
2019年6月2日(土)	理事会	2018年度事業報告、決算報告、監事監査報告、苦情解決 2018年度第三者委員会報告、その他
2019年6月22日(土)	評議員会	
9月21日(土)	理事会	法人・各事業経営状況
12月7日(土)	理事会	第1次補正予算、苦情解決上半期第三者委員会報告、2019年度上半期状況報告、その他
2020年3月22日(土)	理事会	最終補正予算、諸規定改定、2020年度事業計画、予算、その他
3月28日(土)	評議員会	

(2) 監事監査

開催予定年月日	実施内容
2019年6月6日(木)	法人(事業)運営(第1回)事業報告、決算報告
8月29日(木)	法人(事業)運営(第2回)定款・議事録等
11月21日(木)	法人(事業)運営(第3回)上半期会計処理状況・議事録等
2020年3月5日(木)	法人(事業)運営(第4回)事業計画・当初予算等

(3) 第三者委員会

開催予定年月日	開催予定内容
2019年9月17日(火)	2019年度上半期苦情解決状況
2020年3月17日(火)	2019年度下半期及び2019年度通年の苦情解決状況

(4) 法人役員等研修

開催予定年月日	開催予定内容
2019年9月21日(土)	

2019年度

日中活動支援事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 生活介護事業

3 ページ 就労移行支援事業

4 ページ 就労継続支援事業 B 型

5 ページ その他利用者の希望により提供するサービス

日中活動支援事業

はじめに

障がい福祉に係る制度において、これまでに大きな変化があったのは、2003年に支援費制度となり、その後、障害者自立支援法、障害者総合支援法と、法律もその時々で大きく変わっているところです。そして2018年4月より施行された改正障害者総合支援法により、障がい福祉サービスの報酬・基準に係る見直しがなされ、当法人の日中活動サービスの取り組みに、強化や見直しがより一層求められているところです。

生活介護支援事業では、介護を必要とされる方への適切な介助を行なう他、個々の求めに応じるための環境整備や支援の質の向上に努めます。また、軽作業の受託製品の作成など生産活動を実施したり、創作的活動にも取り組みながら日常生活全般における能力の維持向上により、精神的に安定した生活が営まれるよう支援を行います。

就労移行支援事業では、就労に必要な知識及び能力の向上のために日中作業活動や集団生活を通して社会で働くために必要な訓練や準備を進め、求職活動に関する支援を行います。更に就労に向けて利用者の方々の意識作りも重要であるため、就労移行支援事業利用者を対象に昨年より勉強会を実施してきました。また、就業・生活支援センター等との連携のもと職場実習に積極的に取り組み、3年ぶりに就職者を出したところです。さらに、各関係機関と連携を図り利用者の希望に合わせた実習先の確保・職場見学の実施・就労先の企業の開拓を進めるとともに利用者自身の企業先での役割を高め就労定着支援を実施します。

圏域内で就労移行支援事業所が当事業所以外には無いため、他事業所を利用希望者等の就労アセスメントの要請にも応じ、就労移行支援事業の機能として、その役割を果たしていきます。

就労継続支援事業B型においては、一般就労の困難な方に作業を提供し、工房での各種作業の充実や新しい作業種の開拓を行うとともに、利用者が働く喜びや日中活動を通じて社会参加を実現しながら、一般就労に向けた支援も行っていきます。

報酬改定にともない、平均工賃額に応じた基本報酬の評価がされたため作業収入の増額のための見直しを徹底し、工賃アップに取り組みます。

近年は、就労継続支援B型からの就労実績も続いており、定着支援の充実も必要となっています。

これら3事業の推進はもとより、各委員会活動や作業委員会等の充実を図るため、現行の体制を見直し、効率的かつ効果的に機能するように再編の検討を行います。

利用者の方々の願いや希望に寄り添い、互いの人格と個性を尊重しあいながら日中活動支援の提供を行っていきます。

「生活介護事業」

1 目的

指定生活介護サービスの提供を通し、日常生活能力、社会生活に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援を行います。

日常生活において可能な限り個々のニーズに合わせた支援を行い、安定して過ごせるように環境設定と余暇活動を取り入れ、安心と安定の確保に努め、利用者の方々の状況に合わせた支援を目指します。

2 運営方針

生産活動・自立課題の提供を行い、常に介護を必要とされる利用者の方に対して、排泄、及び食事の介助を行い、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

3 利用定員

14名（登録者数 18名）

2018年度の年間利用率は110.4%（3月1日現在）になっています。現在の登録者数から新規の受け入れは困難な状態です。今後も更に利用希望が見込まれることから、利用者の方の支援内容の見直しによる事業間移動の検討、活動拠点の場や定員増の検討を進め新規の受け入れができるよう努めるとともに理事会に設置されています「新施設建設推進委員会」から提示された計画に沿っても検討して参ります。

4 事業内容

個別支援計画に基づいたサービスの提供を基本とし、食事の介助、排泄の誘導及び介助、服薬の管理及び服用の介助、口腔ケア等の支援を行うとともに身体機能及び日常生活能力の維持向上が図られるよう努めます。

更にコミュニケーションツール（絵・文字カード・文字盤等）を活用して、声掛け・聞き取り・代弁・代筆等意思疎通支援を行っていきます。

生産活動においては、ご本人の安定を優先し、一人ひとりの特性に応じたコーヒーマシンの計量・袋入れ、ティッシュ作業、ノースクレールのシール貼り作業などの活動の場を提供し作業への意欲と能力の向上を図ります。2019年度はティッシュ作業を増産して、作業に取り組んでいきます。

自立課題としてリングプル通し・種類分け・紙袋制作等の機会を提供し、その時々状況に応じた適切な支援を継続していきます。

また、外出レクリエーションの一環としてドライブ・公園散策・ウォーキング・軽スポーツや他事業所などのイベントにも参加し支援を行います。

日常生活においては、ゆとりを持って過ごせるよう生活介護事業全体、利用者の方の特性に応じた支援、また、タイムスケジュールなどを作成し、環境に配慮し安定して活動できるよう支援を行います。

「就労移行支援事業」

1 目的

就労移行支援のサービス提供を、就職することを希望する利用者の方へ就職に向けた機会を提供するとともに、必要な準備訓練の実施・職場体験実習の提供および就職後における職場への定着に必要な支援を適切かつ効果的に行います。

2 運営方針

自立に向けた社会生活・日常生活を営むことができるよう、知識及び能力の向上のために必要な訓練・その他の支援を適切に行います。

3 利用定員

6名（登録者数 7名）

2018年度の年間利用率は103.8%（3月1日現在）となっており、2019年度は新卒者1名の受け入れを決定し登録者7名での年度開始となりますが、4月末までに1名が利用期間終了の為、登録者数6名となるため5月以降1名の受け入れは可能な状況です。

4 事業内容

日中作業活動や集団生活を通して、社会で働くために必要な訓練や準備を進め、求職活動に関する支援を行います。

就職に向けた基礎的な知識、体力を養うための学習の場を提供し、社会人として仕事に対する責任感・集中力・持続力を培う支援を行います。

また、ハローワーク・北海道障害者職業センター旭川支所・空知しょうがい者就業・生活支援センター（美唄市・ひびき）職場適応援助者による職場定着支援・関係機関との連携を図り利用者の方の希望に合わせた実習先の確保・職場見学の実施・就労先企業の開拓を進めるとともに利用者本人の企業先での役割を高め就労定着支援を行います。

「就労継続支援事業B型」

1 目的

指定就労継続支援B型のサービスの提供を通し、日常生活能力、就労に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営む事ができるよう支援を行います。

地域に根ざした事業の展開とともに、滝川市や地元企業等と連携して安定した継続的な就労の場の提供と工賃の向上を目指します。

2 運営方針

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して知識及び能力の向上のために必要な訓練やその他の便宣を適切かつ効果的に行います。

3 利用定員

40名（登録者数47名）

2018年度の年間利用率は97.7%（3月1日現在）です。

現時点では若干の余裕が見られますが、今後も利用希望が見込まれることから新たな事業展開を含めた定員増を検討して行きます。

4 事業内容

個別支援計画に基づいて工房での生産活動の機会、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を提供し、取引先との契約の見直しや製品の販路、作業種の開拓により工賃の向上を目指します。

利用者の方々の可能性を見出し、自身が「仕事」をすることで工賃を得ていることが自覚できるよう支援を行います。

主な日中活動での作業は、滝川市や各企業からの受託作業（市役所内ゴミ回収・公園管理・墓地清掃・ティッシュ検品及び袋詰め作業・ノースクレールお菓子等詰め合わせ作業・ソメスサドル手綱及びあんこ作り作業）、自主生産作業（製菓・木工等）、その他リサイクル回収、滝川市場での撰果、日通砂川支店での倉庫管理、喫茶店等の営業を行います。

「その他利用者の希望により提供するサービス」

1 概要

滝川ほほえみ工房の全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて提供されており、「個別支援計画」は本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただいた上で交付しています。

介護給付費・訓練等給付費支給範囲内のサービスは、生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援の各事業にて利用者負担なしで提供されますが、その他に利用者の希望により提供されるサービス（介護給付費・訓練等給付費支給外サービス）につきましては、利用者自己負担となり、利用料金を別途いただいています。

2 事業内容

ほほえみ工房では、「その他のサービス」として来所・帰宅に関わる「移送サービス（送迎サービス）」を提供しています。

滝川市内及び市外（砂川市、深川市、奈井江町、雨竜町）へ、送迎車3台でのサービス提供を実施しており、運転技術専門員2名と男性職員が輪番制でこれに対応しています。

滝川ほほえみ工房での活動時間に合わせ、AM7：00～9：15、PM16：00～18：00の間でサービスを提供していますが、大雨や吹雪など悪天候の際には、一部または全ての区間でサービス提供時間の変更、あるいはサービス提供を中止する場合があります。

乗車定員の都合から新規受入が依然として困難な状況にあることから、2016年度より単独で公共交通機関を利用して通所する方や、ご家族が自家用車で送迎を行っている方に、交通手当の支給を開始しています。

必要なサービスを必要な人へ提供するため、サービス提供の在り方の見直しはもちろんのこと、全ての利用者が通所しやすい環境を作り上げて行けるよう、検討を進めていきます。

2019年度

地域生活支援事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 共同生活援助事業

4 ページ アンケート調査結果

5 ページ 短期入所事業

6 ページ 相談支援事業

地域生活支援事業

はじめに 2019年度事業計画作成にあたって

障害者自立支援法等の一部改正により地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための自立支援協議会設置が2012年4月から法定化され、以降、滝川市においても相談内容も多種多様となり、一事業所だけで提供する支援（質の維持、向上）には限界が見え、障害の分野を超えた地域の関係者による包括ネットワーク構築の必要性が課題とされてきました。

滝川市第5期障がい福祉計画の理念である「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」の共生社会を目指すとともに地域生活を送る障がい者等の実態や支援体制の課題を地域で共有することが必要であると考え、2009年に設置されました「地域自立支援ネットワーク会議」を再編し、さらに活性化を図るため「滝川市自立支援協議会」の立ち上げに向けて2018年4月より基幹相談支援事業所「ほほえみプラザ」が中心に市内相談支援事業所(3ヶ所)と準備を進め、2019年3月滝川市自立支援協議会全体会議を開催するに至ったところです。

2019年度は、基幹相談支援事業所として障害者総合支援法第89条第1項に基づく『地域生活支援拠点の整備』に関して将来を見据えた整備を滝川市及び関係機関と協議、検討し進めます。

また、『滝川市自立支援協議会』の継続的な運営を図り、協議会を活用した専門性の高い研修会、勉強会などを企画し、地域の相談支援の拠点としてますます役割が求められることと考えます。

共同生活援助事業では、昨年、グループホーム入居希望に関するアンケート調査を実施し、調査結果による利用ニーズに対応できるようグループホームの新設・増設に向け具体的な検討を進めますとともに現グループホームの空き室を活用した空床型の短期入所事業の開設も進めます。

グループホームの非常災害対策として、自然災害時に対応できるよう災害計画を基に防災訓練等を実施します。また、昨年の胆振東部地震を教訓に食料の備蓄や暖房対策を講じてきましたが、非常電源など未整備な部分は防災対策委員会と連携し進めていきます。

滝川しょうがい者地域生活支援センターほほえみプラザは、当法人の基本理念『地域で当たり前の生活』を念頭に、相談支援事業と地域共同支援事業は、地域で暮らす障がいのある方達に不利益が生じないよう、少数精鋭で本体施設との連携を図りサービスの質がより一層向上するよう取り組んで参ります。

共同生活援助事業「ほのぼのハウス」

1 目的

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、地域での生活を望まれる利用者の方に対し、日常生活における相談、介護や援助などを行ない、家庭的な雰囲気の中で共同し自立した日常生活を営むための支援を行なうことを目的とする。

2 運営方針

利用者本位のサービス体系・権利擁護の観点から自己選択・自己決定を尊重し、常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し「安全」で「安心」して快適に暮らせる場を提供できるように努めます。

また、市内で唯一の「介護サービス包括型」を展開し、職員配置基準等は現行のままで推移し、国の基準が改正されればそれに準じて運営します。

事業の実施にあたっては、利用者の方の高齢化や重度化を背景に各生活住居において均一的な支援が図られるよう利用者の方・ご家庭のご意向を把握し、滝川ほほえみ工房、関係市町村、地域の保健・医療・福祉などのサービスと綿密な連携を図り、地域生活へのニーズに応えられるよう事業を進めます。

2019年度は、現行のグループホームを維持管理し、充実した人員配置体制が図られるよう支援者の確保に努めます。また、昨年、実施したグループホーム入居希望のアンケート結果(別紙参照)を踏まえ、多様なニーズに応じられるようグループホームの新設・増設に向け検討を進めるとともにグループホームの空き室を活用した空床型の短期入所事業の開設を進めます。

さらに、非常災害時における連絡体制、利用者の方の安全確保から避難訓練等を実施するとともに、昨年の胆振東部地震を教訓に食料備蓄等を継続し、非常電源確保などの未整備な部分は防災対策委員会と連携し進めていきます。

3 事業の内容

共同生活援助事業に係るそれぞれの共同生活住居の利用者の方にはサービス利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画書に基づいた次の共同生活援助を行います。

① 住まいの提供

利用者の方には原則として個室を提供するほか、個人が購入する家具等調度品のインテリアに関する相談助言を行います。

② 食事・入浴・排泄等の介護

利用者の方の実態に即した食事や入浴・排泄などの身体の援助・介護を行い、利用者の方の要望に基づいた食事の提供及び栄養管理や食事に係る献立などの記録を整備し保存します。

③ 健康管理の援助

利用者の方の希望と能力に応じた服薬の管理及び緊急通院時の援助・介護を行います。また、日常の健康状態の確認及び相談・助言を行います。

④ 金銭管理の援助及び備品購入の援助

利用者の方の希望と能力に応じて日常の金銭管理を行います。利用者の方から管理依頼を受けた場合は、金銭管理規定に基づき契約を取りかわし、金銭等は地域生活支援センター内の金庫で保管、また、金融機関の貸金庫での保管を行い、出納簿に記録することとします。

また、物品の購入にあたり相談・助言を行います。

⑤ 身辺整理及び身嗜み・整容介護と援助

利用者の方の希望と能力に応じて日常の身辺整理及び身嗜み・整容について援助・介護を行います。

⑥ 職場・ご家族等の連絡調整

必要に応じた職場・日中活動の場への訪問及びご家庭との連絡調整を行います。

また、ご家族やご友人との交流に関する援助・介護も行います。

⑦ 緊急時の対応

急病・火災・事故などに対して即時の対応を原則とし必要な処置を講じるとともにご家族への連絡を行います。

⑧ 諸手続きの代行援助

住所変更や健康保険、失業保険などの社会生活上、必要な手続きの代行を利用者の方に確認した上で援助を行います。

⑨ その他の援助

余暇活動への助言・同伴、自治会・町内会などとの交流、日常生活を営む上で必要な介護・援助を行います。

⑩ サービスの提供時間及び職員配置

365日・24時間の支援体制。職員配置は国の基準省令に基づき管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置して支援にあたり、併せて非常勤での嘱託医及び歯科嘱託医を配置します。なお、夜間支援の職務遂行には、事業所職員も加わり日勤業務も行います。

⑪ 虐待防止の為の措置

利用者の方の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、支援者に対し、研修を実施します。

4 利用者定員 41名

「短期入所事業」

1 目的

通常は自宅で生活をしている方へ、家庭内での介護が一時的にできなくなった時に支援を行い、安心して地域生活をおくるうえで、何かあったときの受け皿となることや介護者のレスパイトケアすることを目的とします。

入所施設を持たない滝川市において、障害者が地域で生活する上で、家族による支援はとても大きな役割を担っています。

しかし、その継続には、時折、家族が介護を休みリフレッシュすることや「家族ががんばらなきゃいけない」という固定概念を持たないことが必要と考えます。

当法人においても、地域生活を支える制度の一助となるよう「短期入所事業」の開設を進めます。

2 運営方針

グループホームの空室を専門居室に充て、常時受け入れが可能な空床型で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上必要な支援を適切に行います。

3 事業の内容

(1) 住環境の提供

居室、調理室、浴室、トイレなどの生活上必要な環境を提供し、随時の確認と緊急時の対応をとおして安全な生活の確保に努めます。

(2) 食事の提供

栄養バランスの取れた食事を提供します。(共同生活援助事業と共通)

(3) 健康管理・衛生保持

入居者の状況に応じ、服薬の促しや確認を行います。

また、毎日入浴する機会を提供し、身体の清潔保持が出来る様促しや必要に応じた介助を行います。

(4) 日中活動支援

入居者の希望に添った支援を行います。

「相談支援事業」

1 目的

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うことを目的とします。

2 運営方針

相談支援専門員及び精神保健福祉士の有資格者を配置し、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を適正に行い、市及び他の福祉サービス事業者等との連携を図り情報共有に努めます。

実施地域として、中空知5市5町(滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、雨竜町、浦臼町、新十津川町、上砂川町、奈井江町)としますが、それ以外の地域にも相談に応じます。

また、滝川市との委託契約により基幹相談支援事業所及び虐待防止センターの運営や各市町から委託を受ける障害支援区分認定調査も併せて行います。

3 事業の内容

(1) 指定特定相談支援事業

事業所番号：0137500161

障害福祉サービスを利用する人たちのために、具体的にどのような支援を受けたいかを聞き、それに合わせたプラン作成を行います。

障害福祉サービス等の申請に先だって、「サービス等利用計画(案)」を作成し、支給決定後、サービス事業者との連絡調整を行った上で、「サービス等利用計画」を作成し当該市町へ提出します。

又、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、実際に利用してみてその人に本当に合っているのか、モニタリングを行い、今の状況に合った支援になるように調整を行います。

※相談支援専門員 3名(精神保健福祉士2名を含む)の有資格者を配置し、特別加算を受けています。

(2) 指定障害児相談支援事業

事業所番号：0177500055

18歳以下の障害児に対して児童福祉法に基づき、(1)と同様に計画作成やモニタリングの実施等を行います。

(3) 指定一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

事業所番号：0137500161

- ・地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方を対象として、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、入居支援等、地域に出るまでの支援を行います。
- ・地域定着支援：地域に出てきてから再入所、再入院をすることなく地域で暮らし続けられるよう常時の相談支援等を行います。

(4) 基幹相談支援事業

昨年より当基幹相談支援事業所が中心に市内相談支援事業所(3ヶ所)と毎月、事務局会議を開催し「滝川市自立支援協議会」の立ち上げに向けて準備を進めてきたところです。

2019年度では、地域の相談支援の中核として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)、地域の体制整備に係るコーディネートすることを主な業務とし、滝川市との委託契約を締結し、滝川市基幹相談支援センター業務委託仕様書に従い以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的な相談・連絡調整
- ② 成年後見制度利用支援事業に関する事項
- ③ 虐待防止センターに関する事項
- ④ 差別解消法に関する事項
- ⑤ 自立支援協議会の運営
- ⑥ 基幹相談支援センター連絡協議会への参加・情報共有
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか総合的な相談業務として市長が必要と認める業

(5) 2019年度基幹相談支援事業計画

- ・ 自立支援協議会事務局会議(毎月第3金曜日開催予定)
- ・ 近隣相談支援事業所との勉強会(奇数月開催予定)
- ・ 相談支援従事者等を対象とした研修会(年1回開催予定)